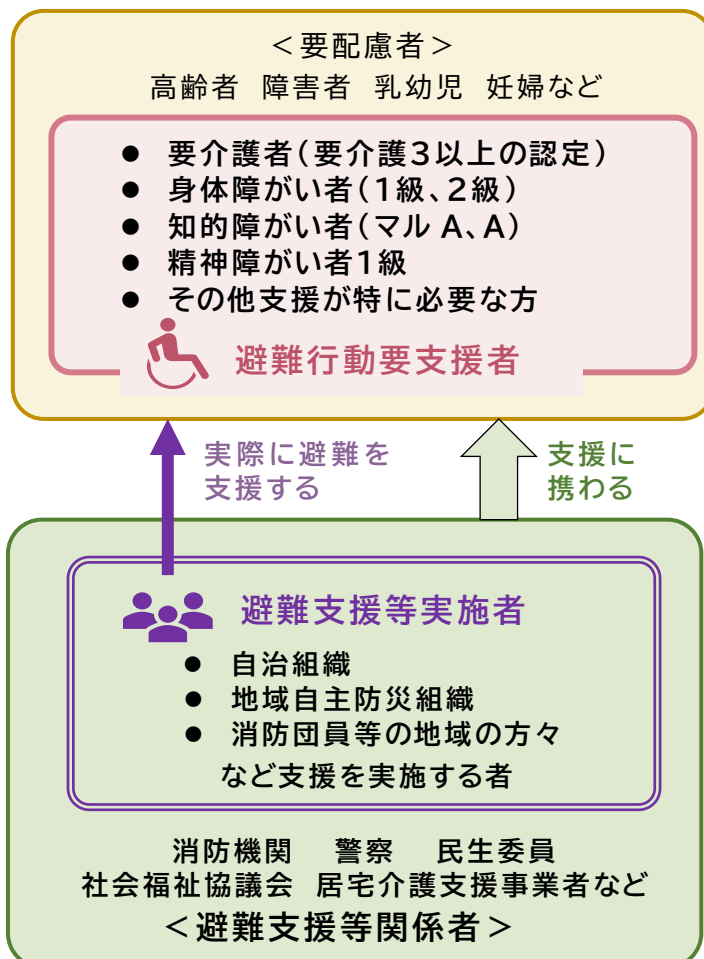


避難行動要支援者避難支援プランの概要

大崎上島町福祉課（令和7年3月改定）

1 避難行動要支援者の対象範囲

避難行動要支援者とは、町内に在宅で居住し、自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方です。



2 登録方法

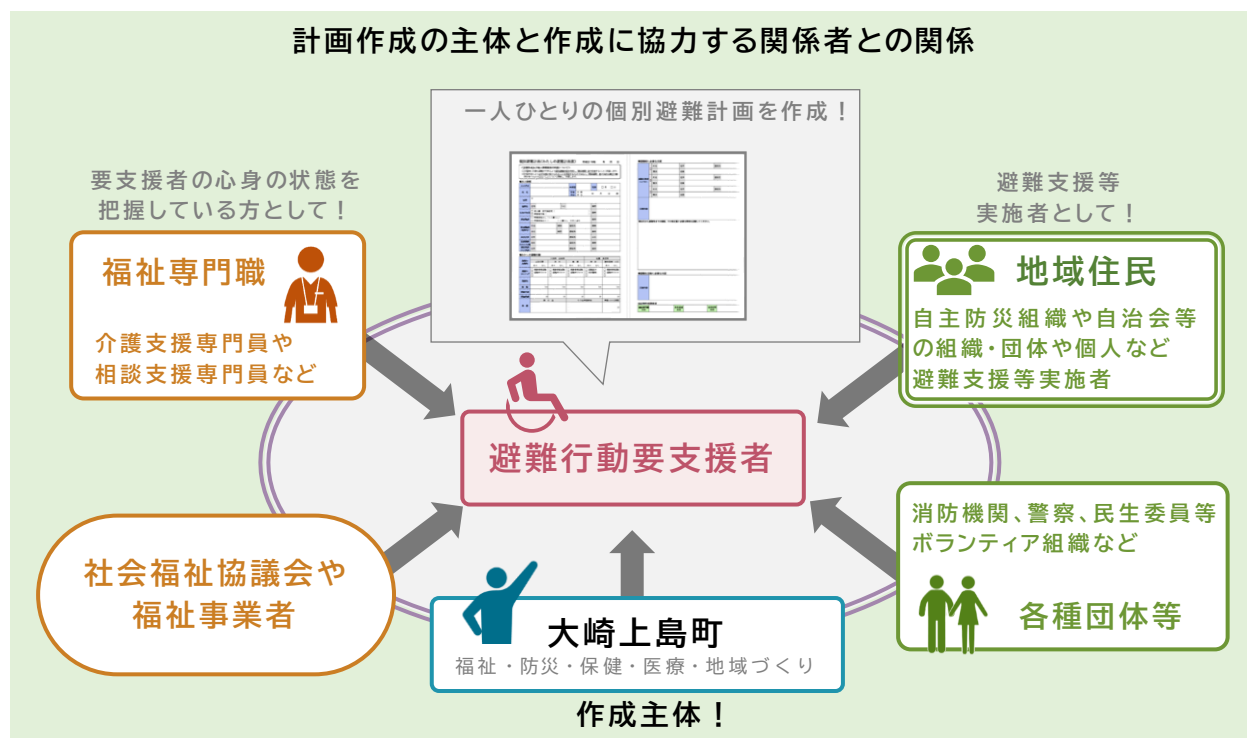
抽出された避難行動要支援者（障害者、要介護者）は、避難行動要支援者名簿に登録されます。また、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意していただく「同意書兼登録届」を提出していただきます。

ただし、同意を得ていない方でも、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、名簿情報を提供することができることとなっています。

また、避難行動要支援者の要件には該当しないが、自ら避難することが困難であって、避難行動要支援者名簿への登録を希望する方は、自らの個人情報を提供することに同意したうえで、「同意書兼登録届」を提出していただきます。

さらに、これまでの本人申請による「手上げ方式」で登録されている方に対しては、町において自治会、民生委員等と連携し本人の避難能力の有無等を確認して名簿登録の可否について判断します。

3 個別避難計画（わたしの避難計画書）の作成



避難行動要支援者名簿の登録者は、個別避難計画の作成と情報提供の同意を得て、作成することとなりますが、限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう優先度が高い避難行動要支援者から作成することとし、以下の優先度の高い方から、町支援による個別避難計画の作成に取り組めます。

- ア 地域における自然災害のリスク
- イ 避難行動要支援者本人の心身の状況
- ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

【町支援による個別避難計画】

特別警戒区域、警戒区域にお住いの要介護者、障害者などの優先度が高い方を対象とした個別避難計画の作成は、介護支援専門員、民生委員等の協力を得て、町が主体となって行います。

【本人・地域記入の個別避難計画】

本人や家族、地域で作成し、町に提出することも可能です。

4 個人情報の取扱い

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、障害区分等の秘匿性の高い情報を取り扱うため、事前に町と個人情報の保護に関することを記した協定書（誓約書）を取り交わし、守秘義務を確保したうえで、個人情報を提供します。取扱い時の注意点としては、組織の管理者が管理すること、複写はできない、施錠可能な場所での保管等があります。